

船 介 第 6 1 8 号
令 和 2 年 5 月 2 8 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

船橋市 健康・高齢部 介護保険課長

居宅介護支援費の請求に係る臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただき感謝申し上げます。

今般、令和2年5月25日付、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」が発出され、問5において、新型コロナウイルス感染症の影響により当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合であっても居宅介護支援費の請求が可能とされました。

つきましては、当該取扱いによる居宅介護支援費の請求について、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、介護予防支援費についても同様の取扱いとなります。

記

○請求可能なケース

サービス事業所が感染拡大防止のため自主休業した場合や、利用者が感染への不安からサービス利用を控えた場合など、**新型コロナウイルス感染症の影響によるもの**に限り、実際にサービス提供が行われなかった場合に請求することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由によるキャンセル等でサービス提供が行われなかった場合は、請求することはできませんのでご注意ください。

○ケアプラン等への記録について

当該取扱いにて請求する場合は、請求理由を適切に説明できるよう、ケアプランの支援経過等に、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった旨の経緯や理由を記載してください。また、モニタリング等により確認した、今後のサービス利用についての意向や、サービスを利用しなかったことによる身体状況の変化など利用者への影響についても記録してください。

なお、モニタリング等による記録については、感染拡大防止の観点から、文書または電話、メール等により実施したもので差し支えありません。

○当該取扱いの適用開始時期

当該取扱いによる請求は、令和2年5月サービス提供分から可能となります。(令和2年5月27日厚生労働省老健局振興課確認)

なお、本通知発出より前に、本市にお問い合わせいただいた居宅介護支援事業所に対し、5月より前の提供分についても遡及して請求可能のご案内しておりましたが、5月サービス提供分からと訂正させていただきます。申し訳ございませんが、ご対応の程よろしくお願いたします。

○国民健康保険団体連合会への請求について

当該取扱いによって居宅介護支援費を請求する場合、給付管理票の「給付計画単位数」の欄に、当初ケアプランに予定されていた単位数を記載し、国民健康保険団体連合会へ請求してください。

なお、具体的な請求にあたって、個別に各請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談してください。

<問い合わせ>

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

船橋市 介護保険課 給付係 TEL : 047-436-2304